(仮称) 大相模調節池親水公園のカヌー等の利用について

当公園内ではカヌー、手漕ぎボート、小型ヨット等の動力の無い船艇の利用ができます。利用につきましては、事前の登録が必要となります。詳しくは公園緑地課までお問合せください。

○利用登録に際し下記の事項に該当する方は登録できません。

- (1) 公園の秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれのある人
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある人
- (3) その他公園の管理上支障があると認められる人

〇利用登録は2種類の登録があります。

- (1) 個人登録(個人での利用を目的とする登録)
- (2) 団体登録(団体(家族を含む。)での利用を目的とする登録)

(個人での登録)

自主的な安全管理を行う能力を有する16歳以上が可能ですが、20歳未満の人については、 保護者の承諾を必要とします。

個人登録の申請書類

- ・カヌー等利用登録申請書 (個人) ((仮称) 大相模調節池親水公園カヌー等の利用に関する要領 第1号様式)
- ・保険契約書等の写し(任意に契約した場合に限る。)
- ・公的身分証明書の写し等の提示

(団体での登録)

団体登録を受けることができる団体は、自主的な安全管理を行う能力を有する団体とします。 20歳以上の代表者1名を責任者として定めてください。

団体登録の申請書類

- ・カヌー等利用登録申請書(団体)((仮称)大相模調節池親水公園カヌー等の利用に関する要領(第2号様式)
- · 団員名簿(任意様式)
- 年間利用計画書
- ・保険契約書等の写し(任意に契約した場合に限る。)
- ・代表者の公的身分証明書の写し等の提示

○航行可能区域及び航行時の注意

カヌー等の航行可能区域は、別図参照してください。 橋梁の下を通航するときは、橋梁に接触しないように安全の確保に努めて下さい。

〇利用日及び利用時間

利 用 日:年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除いた日

ただし、水辺のまちづくり館が閉館の場合は利用できない場合があります。

利用時間:午前9時から午後5時まで。

(11月1日から翌年の3月31日までは、午後4時まで)

〇下記の条件により利用できない場合があります

- (1) 公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
- (3) 気象状況等により大相模調節池の水面の利用が危険であると認められる場合
- (4) 大相模調節池の維持管理等のために必要と認められる場合
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

○利用登録証の交付

利用登録をされた個人及び団体に利用登録証交付します。

利用登録を受けた人は、下記の事項を守って下さい。

- (1) 公園利用要領及びこの要領を遵守すること。
- (2) 市が発行する登録者本人の利用登録証を携帯すること。
- (3) 公園管理者から利用登録証の提示を求められたときは、速やかに提示すること。
- (4) 利用登録証を他者に貸与してはならないこと。
- (5) 市長の承認なく未登録者にカヌー等の利用をさせてはならないこと。
- (6) 利用時は体調を整えるとともに、ライフジャケットを着用する等必要な安全管理を自ら行うこと。
- (7) 利用時は他のカヌー等の航行を妨げてはならないこと。
- (8) 利用時に事故が発生したときは、速やかに救急、警察、市及び公園管理者等に連絡すること。
- (9) 大相模調節池の清掃及び美化に努めること。
- (10) 水上レクリエーションに際し発生した事故を補償の対象とした保険の加入に努めること。 団体の代表者は、カヌー等利用に際し、下記の事項も守って下さい。
 - (1) 団員に対して公園利用のルールを守るよう周知してください。
 - (2) 代表登録者本人が現地に不在のときは、20歳以上の登録者1名を責任者として定めてください。

○利用登録の有効期間

利用登録の有効期間は、利用登録をした日から当該日の属する年度の末日までとなります。 更新については、有効期間内の2月1日から同月末までの間に、カヌー等利用登録申請(個 人又は団体)に利用登録証を添えて申請して下さい。

〇カヌー等の利用をするときに提出する書類

利用する際には、カヌー等利用届を水辺のまちづくり館へ提出して下さい。

- ・ 個人カヌー等利用届 (個人) (仮称) 大相模調節池親水公園カヌー等の利用に関する要領(第6号様式)
- ・団体カヌー等利用届(団体)(仮称)大相模調節池親水公園カヌー等の利用に関する要領(第7号様式)
- ※イベントに伴うカヌー等の利用につきましては、公園内行為承認申請書、イベント等企画書、イベント等利用計画書の申請書類が必要となります。詳しくは公園緑地課までお問合せください。